

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 6 年 1 1 月 8 日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和6年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年11月8日（金）午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 災害対策本部室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 事業計画変更について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 上村 貴彦	2 番 矢野 圭介	3 番 吉岡 武彦
4 番 相馬 和幸	5 番 尾方 孝司	6 番 古田 圭輔
7 番 山田 裕子	8 番 大竹 美鈴	9 番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

2 番 緒方 賢悟	3 番 梅原 眞一	4 番 西本 穂積
5 番 鎌田 博昭	6 番 秋吉 祐治	7 番 中村 正徳
8 番 鳥栖 裕二	9 番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

1 番 鍋島 信男

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

事務局職員 塩貝 執

令和6年度第8回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長

＜あいさつ＞

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に6番 古田委員、7番 山田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字古閑原上3657番1 外3筆

地目：畑

面積：13,261㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年10月30日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は譲渡人の■■■で農業法人の構成役員です。譲渡人は同農業法人に農地を貸しつけておりましたが高齢のため、■■■に農地を譲渡し、■■■から同法人に農地を貸借しての農地管理を計画しており、農地法の運用でもこのような農地の利活用は許容しているところです。同法人は熊本県の認定を受けた認定農業者で、農地の適切な管理や十分な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、法人役員として取得後年間150日以上の上の農業従事が見込まれ、現在同様大麦若葉を作付けされる予定です。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
 委員の質問並びに意見を求めます。
 ありませんか？

◆ 9 番委員 大麦若葉を作付けされているのでしょうか。
 労力は 2 人で間違いないですか。

■事務局 はい。有機農業をされています。
 労力は誤りです。正しくは 6 人です。

◎議 長 他にありませんか？
 無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって議案第 1 号番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第 5 条は、権利移動が伴う転用でございます。
 議案書 3 ページの議案第 2 号番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上 4 2 3 8 番 1

地 目：畑

転用面積：計 1, 7 5 4 m²

転用目的は、一時転用による駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 1 0 月 3 0 日に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 8 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は農振農用地で一部が農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

一方で現状が軽微ではありますが違反転用状態となっており、始末書の提出があつていただきますので、読み上げを行います。

―始末書読み上げ―

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員 議案第 2 号の番号 1 について 4 番委員が説明します。
申請者は山口県に本拠地を有する法人で、主に配管工事業を営んでいます。
■■■■■工場の着工にあたり工事を受注しており、従業員用の駐車場として一時的に申請農地を借受けて駐車場を整備する計画です。周辺には農地がありますが、建築物もありませんので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9 番委員 ここは牛舎跡地でしょうか。また、期間はいつまででしょうか。

■事務局 たい肥舎跡地です。期間は令和 7 年 1 1 月末までです。

◆ 7 番委員 この場合の原状復旧とは？

■事務局 畑へ戻すこととなります。

◆ 5 番委員 表面の舗装は？

■事務局 碎石舗装です。

◎議 長

ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に議案第2号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字前田 1364番 外2筆

地 目：田

転用面積：4,377㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月30日に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P
12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

立地基準について、農地区分は10ha以上の広がりがある基盤整備未実施の農
地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は第1種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「住
宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で
集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能と解されます。よっ
て、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断
しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆ 4 番推進委員 議案第 2 号の番号 2 について 4 番推進委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を有する法人で、不動産事業を営んでいます。申請地周辺は近年宅地が増加しており、宅地需要もまだまだ高いことから住宅用地を整備する計画です。申請人は後継者もおらず代替農地を希望していません。周辺には農地や農業用水路があり現地調査でも万全の対応をお願いし、区域内には 5 基の浸透枿を設置し、その上で溢れた雨水について道路側溝への流入させること町建設課と協議済みであることも確認しました。加えて南側農地の排水施設にも影響を与えないよう現地調査時に要望しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 4 番委員 公園の基準面積はあるのか。

■事務局 開発面積の 3 % 以上だったかと思います。

◎議 長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 2 は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第 2 号番号 3 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書 3 ページの議案第 2 号番号 3 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字上前通 5 1 4 4 番 3
地 目：畑
転用面積：1, 0 2 7 m²
転用目的は、農業用倉庫の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 1 0 月 3 0 日に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 3 〜

P 1 6 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。立地基準について、農地区分は 10ha 以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第 1 種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は第 1 種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「農業用施設の用に供されるもの」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

一方で、現状が違反転用状態となっており、始末書の提出があつていきますので、読み上げを行います。

—始末書読み上げ—

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 9 番推進委員 議案第 2 号の番号 3 について 9 番推進委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を有する法人で、露地野菜を中心とした農業を営んでいます。本申請地は先程の始末書でも説明があつたとおり、既に農業用機械置場や従業員駐車場として長年使用されており、土地所有者が農地転用申請を失念していたものです。申請人は地域の中心的な農業法人で今後も多くの農地を耕作することが予想され、今回の農業用施設も必須のものであると考えられ、利用状況も大きくは変わらないと思いますのでよろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9 番委員 いつから違反転用だったのか。

◆ 9 番推進委員 法人になった頃からだと思われます。

◆ 7 番推進委員 (写真中の) ハウスも転用になるのか。

■事務局

このようなハウスであれば転用許可不要です。

◎議 長

他にありませんか？

ないので、採決を行います。

議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号番号4を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書4ページの議案第2号番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字下前通 5554番2 外2筆

地 目：畑・山林

転用面積：計2,064.40㎡

転用目的は、駐車場の整備です。

この議案につきましては、先月10月10日の本総会で審議し、「許可相当」として意見を決定したのですが、転用申請に一部の土地が申請されていないことが判明したため、一度申請を取り下げられ、再度申請されたものです。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP17～P21をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は第1種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「既存敷地の拡張」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議 長 議案説明が終わりました。
地元委員からの説明については省略し、委員の質問並びに意見を求めます。
- 事務局 補足です。1筆、山林となっており台帳に載っておりませんでした。現況が
が畑であれば台帳に載せ、許可申請が必要であることを確認しております。
- ◎議 長 何かありませんか？他にありませんか？
- ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。
- よって、議案第2号の番号4は「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。
次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 議案書5ページの議案第3号番号1について説明します。
- 本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請さ
れており、そちらについての適切性を審査するものです。
この議案につきましても、現地調査を10月30日に実施しています。
- 詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP21～
P14をご覧ください。
- 本農地は現在、■■■■■■■■が■■■■■■の工事作業に入る会社の専用駐車場
として一時転用許可を受けているものですが、地権者が自社用の資材置場を
急遽整備する必要が生じたことから、現在の用途を廃止し、資材置場への一
時転用として計画の変更を申請されています。
- 本申請により、事業主体が■■■■■■から■■■■■■に変更されるとともに、転
用目的も駐車場から資材置場に変更されるものです。
- 以上で議案朗読並びに説明を終わります。
- ◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお
願いします。
- ◆4番委員 議案第3号の番号1について4番委員が説明します。

(相馬) 本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、先ほど事務局から説明があったとおり、地権者の希望により計画変更を行うものです。これまで用途外での使用もなく、計画変更後も同様の砂利敷きでの使用となることを確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9 番推進委員 この周辺は工場ではなかったか。

■事務局 そのとおりです。以前、工場での転用許可が出ています。

◎議 長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 3 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 3 号の番号 1 は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項は、令和 5 年 4 月 1 日から適用された改正法で、令和 7 年 3 月 31 日まで、従来の基盤強化法第 18 条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和 6 年 10 月 30 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書の P 6 から P 17 をご覧ください。
利用権設定が 22 件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第４号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第１号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第１号について、議案書のＰ１８、別紙報告のＰ２からＰ３をお願いします。「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は１件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長 ただいまの報告第１号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第１号を終わります。

次に、報告第２号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第２号について、議案書のＰ１９、別紙報告のＰ４からＰ５をお願いします。「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は１件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長 ただいまの報告第２号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時40分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年11月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人